

令和 8 年度河川等水質汚濁状況調査業務仕様書

第 1 共通事項

1 委託期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 8 年 6 月 30 日まで

(ただし、本予算議決後は令和 9 年 3 月 31 日までとする。)

2 業務遂行上の遵守基準

- (1) 受注者は、業務の遂行に当たって、その精度を高めるため最大限の努力を払い、業務の目的を十分に達成する優秀な成果品を納入しなければならない。
- (2) 本仕様書に明示されない事項または疑義を生じた場合は、協議の上決定するものとする。
- (3) 受注者は事故の防止に努めること。なお、事故が生じた場合には受注者の責において処理すること。

3 暴力団排除に関する事項

受注者は、当該業務の履行に当たって次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 暴力団から不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに監督員に報告するとともに、所轄の警察署に届出を行い、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) 暴力団等から不当要求による被害又は履行妨害を受けた場合は、その旨を速やかに監督員に報告するとともに、所轄の警察署に被害届を提出すること。
- (3) 排除対策を講じたにもかかわらず、履行に遅れが生じるおそれがある場合は、速やかに監督員と履行日程に関する協議を行うこと。

5 その他

- ・ 入札書には年間分の入札金額の 4 分の 1 の金額を記載すること。
- ・ 市は本予算の議決がなかった場合、この契約を解除することができる。
- ・ 委託料の支払いは四半期ごとの中間払いとする。
- ・ 本業務に係る全ての機材、薬品等は受注者にて準備すること。
- ・ 受注者は、本業務の全部を一括して再委託してはならない。やむを得ず業務の一部を再委託する場合は、事前に市の承認を得ること。
- ・ 市が分析記録及び分析設備等を確認する際は、受注者はこれに応じること。
- ・ その他不明な点については、その都度市と協議すること。

第2 河川

1 調査目的

この調査は、水質汚濁防止法第15条第1項の公共用水域の常時監視の規定に基づき実施するもので、河川の水質汚濁状況を把握し水質汚濁防止対策及び河川水質の目標設定の資料とするとともに、市民の健康保護と生活環境を保全することを目的とする。

2 業務内容

河川水・河川底質の採取、現地調査、採取試料分析及び結果の報告

3 調査地点

別紙1のとおり

4 調査項目及び調査回数

別紙2、別紙3のとおり

5 調査日時

- ・採水は毎月別紙3のと通りの地点で、比較的晴天が続き水質が安定している平日9時～17時の間、また、感潮域においては干潮時刻の前後1時間以内に採水を行うことを原則とする。天候等の影響により河川の状態が通常と異なる場合は、延期することがある。
- ・採水は原則として同一日にて実施し、支障をきたさない人数（2名以上）で行うこと。
- ・受注者は、契約締結後速やかに、潮汐の影響を考慮し年間の調査予定日及び予備日を定め、計画表を市に提出すること。
- ・受注者は、調査予定日の3日前までに、各箇所の採水予定時刻を市に連絡すること。
- ・受注者は、調査予定日前日までに降雨量や天候等の確認を行い、調査日について市と協議すること。

6 試料の採取について

- ・採水の方法は、「水質調査方法（昭和46年9月30日環水管第30号）」に示された方法とする。
- ・採泥の方法は、「底質調査方法（平成24年8月8日環水大水発120725002号）」に示された方法とする。
- ・採取量は、分析項目を勘案し、必要かつ十分な量とすること。
- ・分析項目に応じ試料容器はよく洗浄し、必要に応じ十分に共洗いをを行うこと。

- ・採取した試料は必要に応じて保冷して運搬し、搬入後は速やかに分析を行うこと。
試料を保存する場合は、日本産業規格 JIS に定める保存方法によること。
- ・採水の実施に際して、原則市職員が立会する。立会しない場合は、採取開始及び終了するにあたって、市にその旨電話にて報告すること。
- ・へい死魚、油膜、着色（植物性プランクトン等含む）又は工事等による濁り、潮汐による逆流等、通常と異なる流況と判断する場合には、採取せず直ちに市に連絡し、原因を調査すること。採水可否、採水場所、採水日程の変更等は、市の指示に従うこと。
- ・採取地点ごとに、下の項目について、現地測定の上野帳に記録し、調査項目の結果とともに報告すること。
時刻、気温、水温、天候、色相、臭気、透視度（1～100 cm 以上）、pH
- ・記録した野帳は保管し、市が必要と判断した場合にはこれを提出すること。
- ・採取地点ごとに、河川の流況、周辺の状況、試料採取の様子が分かる写真を撮影し、報告すること。

7 分析方法及び報告下限値

別紙 4 のとおり

8 結果の報告

- ・各月の試料採取終了後 30 日以内に、当月分の計量証明書を紙面（A4 版又は A3 版 1 部）又は e-計量で市に納入し、電子データをメールで市に送付すること。
※内容：結果一覧表、結果の考察、採取地点ごとの写真
- ・速報値が、生活環境項目・健康項目の環境基準を超過した場合又は要監視項目の指針値を超過した場合、そのほか異常値と考えられる値が検出された場合は、直ちに電子メールにて市に報告し判断を仰ぐこと。その結果、市が指示する場合は、試料採取を含めた再調査を実施すること。
- ・結果の数値の取扱いについては、「環境基本法に基づく環境基準の水域類型の指定及び水質汚濁防止法に基づく常時監視等の処理基準について（平成 13 年 5 月 31 日環水企第 92 号）」によることとする。
- ・委託期間内に、全月分の分析結果について報告書にまとめ、電子データで市に納入すること。
※内容：国及び市報告用様式(エクセルファイル)、市が別途示す様式による地点別結果一覧表、結果のまとめ等

第3 クリーク等

1 調査目的

この調査は、北野町、城島町及び三瀧町の地域における農業用水路及びクリークの水質の状況を把握することを目的とする。

2 業務内容

クリーク等の水の採取、現地調査、採取試料分析及び結果の報告

3 調査地点

別紙5のとおり

北野町（4地点）、城島町（3地点）、三瀧町（3地点）

4 調査項目、調査回数

別紙6のとおり

5 調査日時

- ・採水は、灌漑期（7月）と非灌漑期（1月）に別紙5のと通りの地点で、比較的晴天が続き水質が安定している平日9～17時の間に行うことを原則とする。天候等の影響によりクリーク等の状態が通常と異なる場合は、延期することがある。
- ・採水は原則として同一日にて実施し、支障をきたさない人数（2名以上）で行うこと。
- ・受注者は契約締結後速やかに、灌漑期（7月）と非灌漑期（1月）の調査予定日及び予備日を定め、計画表を市に提出すること。
- ・受注者は、調査日の3日前までに、各箇所の採水予定時刻を市に連絡すること。
- ・受注者は、調査予定日前日までに降雨量や天候の確認等を行い、調査日について市と協議すること。

6 試料の採取について

第2河川に準ずる

7 分析方法及び報告下限値

別紙6のとおり

8 結果の報告

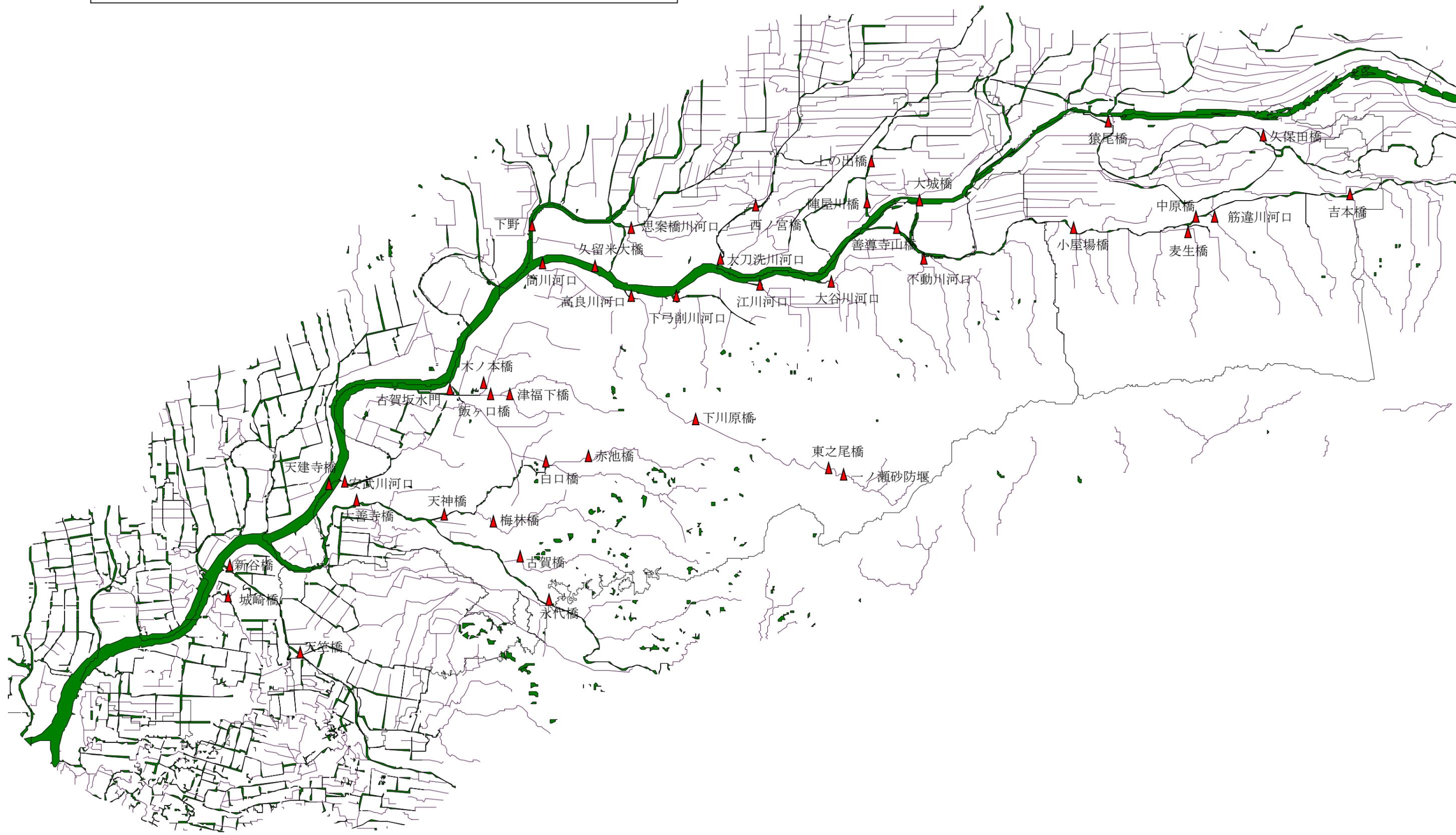
- ・各月の試料採取終了後30日以内に、当月分の計量証明書を紙面（A4版又はA3

版1部)又はe-計量で市に納入し、電子データをメールで市に送付すること。

※内容：結果一覧表、写真（採水地点、クレーク等の状況がわかる写真）

- 分析の結果、異常値と考えられる値が検出された場合は、直ちに電子メールにて市に報告し判断を仰ぐこと。その結果、市が指示する場合は、試料採取を含めた再調査を実施すること。

令和8年度河川等水質汚濁状況調査地点図（河川）



月別測定項目(河川)

水系名	水域名	測定地点	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
筑後川	巨瀬川	吉本橋		○			○ ●			○			○ ●		
		* 中原橋	○ 垂水	○	○	○ ■ 垂水	○ ◎ ● M	○	○ △ □ 垂ジ水	○	○	○ 垂水	○ ◎ ● M	○	
		小屋場橋		○			○ ●				○		○ ●		
		善導寺山橋	○		○		○ ◎ ● M		○		○		○ ◎ ● M		
	筋違川	筋違川河口		○			○ ●			○			○ ●		
	東本川	麦生橋		○			○ ●			○			○ ●		
	古川	久保田橋		○			○ ●				○			○ ●	
		猿尾橋		○			○ ● M				○			○ ● M	
	不動川	不動川河口		○			○ ●			○			○ ●		
	陣屋川	上の出橋		○			○ ●				○			○ ●	
		陣屋川橋	○	○	○	○	○ ◎ ● M	○	○ △		○	○	○	○ ◎ ● M	○
	大刀洗川	西ノ宮橋		○			○ ●				○			○ ●	
		* 大刀洗川河口	○ 垂水	○	○	○ ■ 垂水	○ ◎ ● M	○	○ △ □ 垂ジ水	○	○	○ 垂水	○ ◎ ● M	○	
	思案橋川	思案橋川河口		○			○ ●				○		○ ●		
	大谷川	大谷川河口	○		○		○ ◎ ● M		○ △			○	○ ◎ ● M		
	江川	江川河口		○			○ ● M				○		○ ● M		
下弓削川	下弓削川河口	○	○	○	○	○ ◎ ● M	○	○		○	○	○	○ ◎ ● M	○	
高良川	一ノ瀬砂防堰			○		■	○		△ □	○			○		
	東之尾橋		銅 垂	○			○		△ 銅 垂	○			○		
	* 下川原橋	○ 垂	○	○	○ ■ 垂	○ ◎ ● M	○	○ △ □ 垂	○	○	○ 垂	○ ◎ ● M	○		
	* 高良川河口	○ 垂	○	○	○ ■ 垂	○ ◎ ● M	○	○ △ □ 垂ジ	○	○	○ 垂	○ ◎ ● M 底	○		

○ 印の項目
pH DO BOD SS

◎ 印の項目
大腸菌数

● 印の項目
全窒素 全リン

垂 印の項目
全垂鉛

水 印の項目
ニルフェノール
LAS

△ 印の項目
Cd CN Pb 六価クロム As 総水銀

□ 印の項目
アルキル水銀 PCB ジクロロメタン 四塩化炭素
1,2-ジクロロエタン 1,1-ジクロロエチレン シス-1,2-ジクロロエチレン
1,1,1-トリクロロエタン 1,1,2-トリクロロエタン トリクロロエチレン
テトラクロロエチレン ベンゼン セレン 硝酸性・亜硝酸性窒素
フッ素 ホウ素

■ 印の項目
1,3-ジクロロプロパン チウラム シマジン チオベンカルブ

監 印の項目
クロホルム、トランス-1,2-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロプロパン、
p-ジクロロベンゼン、オキシ銅、トルエン、キシレン、フタル酸ジエチルヘキシル、
ニッケル、モリブデン、アンチモン、塩化ビニルモノマー、PFOS及びPFOA、
フェノール、ホルムアルデヒド

M 印の項目
MBAS

銅 印の項目
銅

ジ 印の項目
1,4-ジオキサン

底 印の項目(底質調査)
Cd CN Pb 六価クロム As 総水銀 PCB
全窒素 全リン MBAS pH COD 強熱減量

月別測定項目(河川)

水系名	水域名	測定地点	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
筑後川	筑後川	大城橋	○		○	監	○◎●M		○△		○		○◎●M		
		久留米大橋	○		○	■	○◎●M		○△□		○		○◎●M		
		天建寺橋	○		○	監	○◎●M		○		○		○◎●M		
	宝満川	*下野	○垂水	○	○	○■垂水	○◎●M	○	○△□垂ジ水	○	○	○垂水	○◎●M	○	
	筒川	筒川河口		○			○●M		△	○			○●M		
	金丸川	飯ヶ口橋		○				○●			○			○●	
		*古賀坂水門	○垂	○	○	○■垂	○◎●M	○	○△□垂ジ	○	○	○垂	○◎●M底	○	
	湯ノ尻川	津福下橋		○				○●			○		○●		
	池町川	木ノ本橋		○				○●M			○		○●M		
	安武川	安武川河口	○	○	○	○		○◎●M	○	○△	○	○	○◎●M	○	
	広川	*永代橋	○垂	○	○	○■垂	○◎●M	○	○△□垂	○	○	○垂	○◎●M	○	
		*大善寺橋	○垂水	○	○	○■垂水	○◎●M	○	○△□垂ジ水	○	○	○垂水	○◎●M底	○	
	上津荒木川	白口橋		○				○●			○			○●	
		天神橋		○				○●M			○			○●M	
	野添川	梅林橋		○				○●			○		○●		
	桃太郎川	赤池橋		○				○●			○		○●		
	藤田浦川	古賀橋		○				○●			○		○●		
	山ノ井川	*天竺橋	○垂水	○	○	○■垂水	○◎●M	○	○△□垂ジ水	○	○	○垂水	○◎●M底	○	
新谷橋			○				○●			○		○●			
宇田貫川	城崎橋		○				○●M			○		○●M			

○ 印の項目
pH DO BOD SS

◎ 印の項目
大腸菌数

● 印の項目
全窒素 全リン

垂 印の項目
全垂鉛

水 印の項目
ニルフェノール
LAS

△ 印の項目
Cd CN Pb 六価クロム As 総水銀

□ 印の項目
アルキル水銀 PCB ジクロロタン 四塩化炭素
1,2-ジクロロエタン 1,1-ジクロロエチレン シス-1,2-ジクロロエチレン
1,1,1-トリクロロエタン 1,1,2-トリクロロエタン トリクロロエチレン
テトラクロロエチレン ベンゼン セレン 硝酸性・亜硝酸性窒素
フッ素 ホウ素

■ 印の項目
1,3-ジクロロプロパン チウラム シマジン チオベンカルブ

監 印の項目
クロホルム、トランス-1,2-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロプロパン、
p-ジクロロベンゼン、オキシ銅、トルエン、キシレン、フタル酸ジエチルヘキシル、
ニッケル、モリブデン、アンチモン、塩化ビニルモノマー、PFOS及びPFOA、
フェノール、ホルムアルデヒド

M 印の項目
MBAS

銅 印の項目
銅

ジ 印の項目
1,4-ジオキサン

底 印の項目(底質調査)
Cd CN Pb 六価クロム As 総水銀 PCB
全窒素 全リン MBAS pH COD 強熱減量

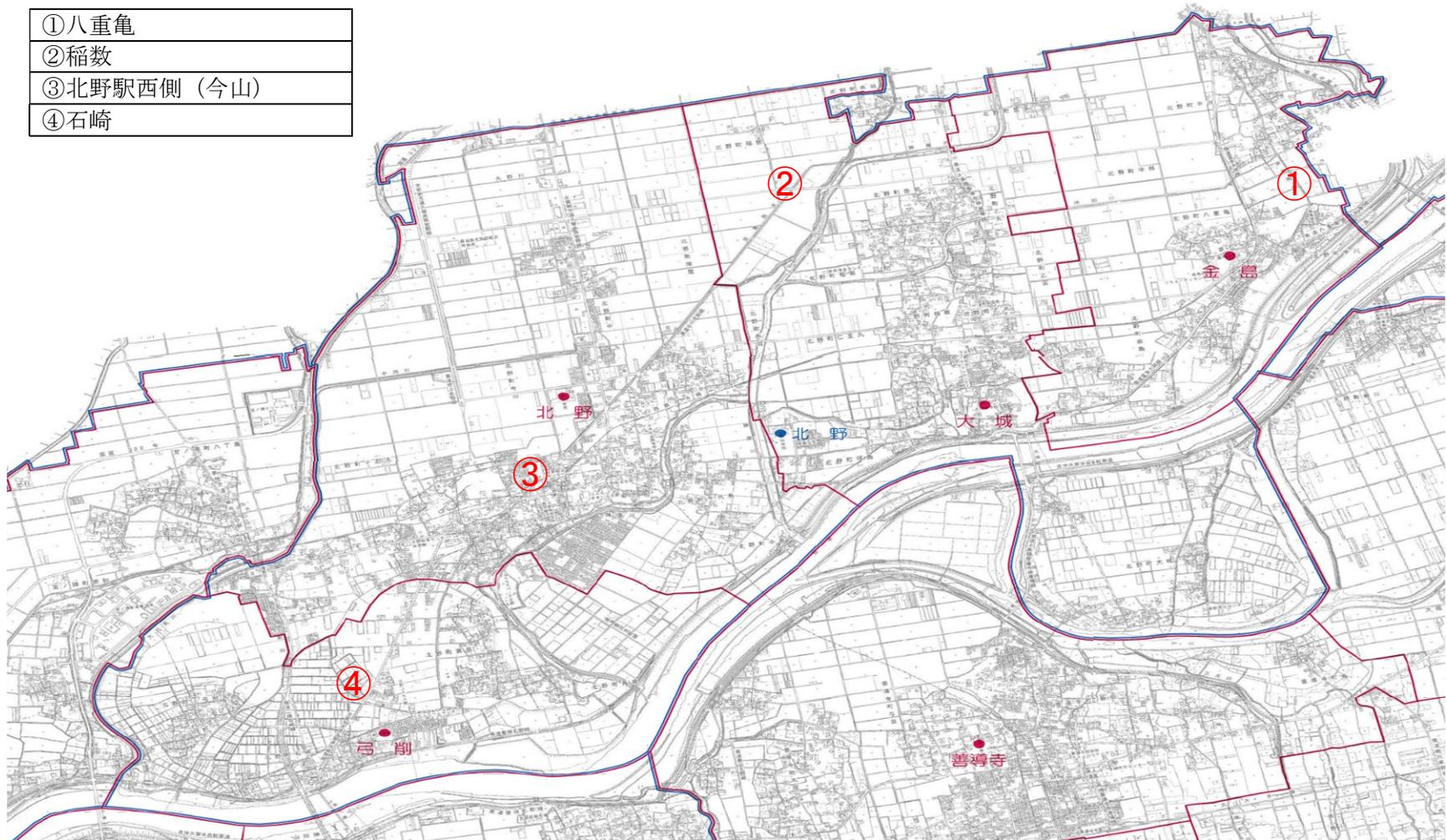
令和8年度河川等水質汚濁状況調査 分析方法及び報告下限値 (河川)

項目	単位	報告下限値	分析方法
(1) 生活環境項目 (河川水)			
水素イオン濃度	-	-	「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和46年12月28日環境庁告示第59号)に定められた方法
溶存酸素	mg/l	0.5	
生物化学的酸素要求量	mg/l	0.5	
浮遊物質	mg/l	1	
大腸菌数	CFU/100ml	1	
全窒素	mg/l	0.05	
全リン	mg/l	0.003	
全亜鉛	mg/l	0.001	
ニルフェノール	mg/l	0.00006	
LAS	mg/l	0.0006	
(2) 健康項目 (河川水)			
カドミウム	mg/l	0.0003	「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和46年12月28日環境庁告示第59号)に定められた方法
全シアン	mg/l	0.1	
鉛	mg/l	0.005	
六価クロム	mg/l	0.01	
ヒ素	mg/l	0.005	
総水銀	mg/l	0.0005	
アルキル水銀	mg/l	0.0005	
PCB	mg/l	0.0005	
ジクロロメタン	mg/l	0.002	
四塩化炭素	mg/l	0.0002	
1,2-ジクロロエタン	mg/l	0.0004	
1,1-ジクロロエチレン	mg/l	0.01	
トランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/l	0.004	
1,1,1-トリクロロエタン	mg/l	0.1	
1,1,2-トリクロロエタン	mg/l	0.0006	
トリクロロエチレン	mg/l	0.001	
テトラクロロエチレン	mg/l	0.001	
1,3-ジクロロプロペン	mg/l	0.0002	
チウラム	mg/l	0.0006	
シマジン	mg/l	0.0003	
チオベンカルブ	mg/l	0.002	
ベンゼン	mg/l	0.001	
セレン	mg/l	0.002	
硝酸性窒素・亜硝酸性窒素	mg/l	0.04	
ふっ素	mg/l	0.08	
ほう素	mg/l	0.1	
1,4-ジオキサン	mg/l	0.005	
(3) 要監視項目 (河川水)			
クロロホルム	mg/l	0.006	「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の施行等について(通知)」(平成16年3月31日環水企発040331003・環水土発040331005)及び「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準の測定方法及び要監視項目の測定方法について」(平成5年4月28日環水規121号)に定められた方法
トランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/l	0.004	
1,2-ジクロロプロパン	mg/l	0.006	
p-ジクロロベンゼン	mg/l	0.02	
トルエン	mg/l	0.06	
キシレン	mg/l	0.04	
オキシ銅	mg/l	0.004	
フタル酸ジエチルヘキシル	mg/l	0.006	
ニッケル	mg/l	0.005	
モリブデン	mg/l	0.007	
アンチモン	mg/l	0.002	
塩化ビニルモノマー	mg/l	0.0002	
フェノール(水生生物保全)	mg/l	0.01	
ホルムアルデヒド(水生生物保全)	mg/l	0.03	

項目	単位	報告下限値	分析方法
ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 及びペルフルオロオクタン酸 (PFOA)	mg/l	0.0000003	「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の施行等について(通知)」(令和2年5月28日環水大発第2005281号)に定められた方法
(4) その他の項目 (河川水)			
陰イオン界面活性剤	mg/l	0.01	JIS, K0102-4 6.2.1 又は 6.2.2
銅	mg/l	0.02	JIS, K0102-3 11.3
(5) 底質			
水素イオン濃度		-	
化学的酸素要求量	mg/g	0.1	
全窒素	mg/g	0.01	
全リン	mg/g	0.01	
陰イオン界面活性剤	mg/kg	1	
カドミウム	mg/kg	0.1	
全シアン	mg/kg	1	「底質調査方法」(平成24年8月環境省作成)に定められた方法
鉛	mg/kg	0.5	
六価クロム	mg/kg	0.5	
ヒ素	mg/kg	0.2	
総水銀	mg/kg	0.01	
P C B	mg/kg	0.01	
強熱減量	%	0.1	

令和 8 年度河川等水質汚濁状況調査地点図（クリーク等）
【北野町】

- | |
|------------|
| ①八重亀 |
| ②稲数 |
| ③北野駅西側（今山） |
| ④石崎 |



【城島町】

- | |
|-----------------|
| ①馬場地区公園南側水路（檜津） |
| ②江上小学校北側水路（江上） |
| ③能保里橋付近水路（下青木） |



【三潞町】

- ①千間溝大立（西牟田）
- ②下小犬塚（玉満）
- ③三潞小学校前（高三潞）



測定地点の緯度・経度（クリーク等）

（世界測地系）

町名	番号	地点名	北緯			東経		
			度	分	秒	度	分	秒
北野町	1	八重亀	33	21	22.9751	130	37	38.8988
	2	稲数	33	21	40.5414	130	35	58.7294
	3	北野駅西側（今山）	33	20	43.2293	130	34	54.8635
	4	石崎	33	19	52.6737	130	34	4.8113
城島町	1	馬場地区公園南側水路（櫛津）	33	14	59.2799	130	25	34.1943
	2	江上小学校北側水路（江上）	33	14	10.5702	130	25	33.3257
	3	能保里橋付近水路（下青木）	33	13	54.6094	130	24	11.0354
三瀨町	1	千間溝大立（西牟田）	33	15	4.6492	130	30	2.2884
	2	下小犬塚（玉満）	33	14	39.083	130	27	28.6704
	3	三瀨小学校前（高三瀨）	33	15	45.1632	130	27	42.7038

令和8年度河川等水質汚濁状況調査業務 分析方法及び報告下限値（クリーク等）

項目	単位	報告下限値	検体数			分析方法
			北野町	城島町	三猪町	
水素イオン濃度	-	-	8	6	6	「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年12月28日環境庁告示第59号）に定められた方法
溶存酸素	mg/l	0.5	8	6	6	
生物化学的酸素要求量	mg/l	0.5	8	6	6	
浮遊物質	mg/l	1	8	6	6	
全窒素	mg/l	0.05	8	6	6	
全リン	mg/l	0.003	8	6	6	
大腸菌数	CFU/100ml	-	0	6	0	